

## 性能要求水準書

受託者は、災害(公害)防止関連法令の定めるところにより安全等、管理に必要な措置を講じて災害(公害)発生防止に努めるとともに、下水道法、水質汚濁防止法、高知県清流保全条例第 11 条による上乗せ排水基準等の水質基準に適合するよう運転管理を行わなくてはならない。

本業務の実施にあたり受託者の満たすべき性能要求水準は、次のとおりとする。

## 1. 土佐さめうらクリーンセンター

## (1) 放流水質

項 目	遵守基準 (水濁法・下水道法基準)	目標基準 (計画放流水質)
pH	5.8 以上 8.6 以下	—
BOD (mg/l)	25 (日間平均 20) 以下	20 以下
COD (mg/l)	160 (日間平均 120) 以下	—
SS (mg/l)	90 (日間平均 70) 以下	30 以下
大腸菌群数 (個/ cm <sup>3</sup> )	日間平均 3,000 以下	300 以下
全窒素 (mg/l)	120 (日間平均 60) 以下	—
全リン (mg/l)	16 (日間平均 8) 以下	—

## (2) 汚泥性状

ケーキ含水率 80%～83%以下      無機凝集剤      DS あたり 15%以下  
 高分子凝集剤      DS あたり 3%以下

## 2. 相川クリーンセンター

## (1) 放流水質

項 目	遵守基準 (水濁法基準)	目標基準
pH	5.8 以上 8.6 以下	—
BOD (mg/l)	25 (日間平均 20) 以下	20 以下 (浄化槽法基準)
COD (mg/l)	120 以下	—
SS (mg/l)	90 (日間平均 70) 以下	50 以下
大腸菌群数 (個/ cm <sup>3</sup> )	日間平均 3,000 以下	300 以下

## (2) 汚泥性状

目標濃縮汚泥含水率 98%以下

別紙－3

3. 地蔵寺クリーンセンター

(1) 放流水質

項目	遵守基準（水濁法基準）	目標基準
pH	5.8以上 8.6以下	－
BOD (mg/l)	25（日間平均 20）以下	20以下（浄化槽法基準）
COD (mg/l)	120以下	－
SS (mg/l)	90（日間平均 70）以下	50以下
大腸菌群数（個/ cm <sup>3</sup> ）	日間平均 3,000以下	300以下

(2) 汚泥性状

目標濃縮汚泥含水率 98%以下

4. 西石原クリーンセンター

(1) 放流水質

項目	遵守基準（水濁法基準）	目標基準
pH	5.8以上 8.6以下	－
BOD (mg/l)	25（日間平均 20）以下	20以下（浄化槽法基準）
COD (mg/l)	120以下	－
SS (mg/l)	90（日間平均 70）以下	50以下
大腸菌群数（個/ cm <sup>3</sup> ）	日間平均 3,000以下	300以下

(2) 汚泥性状

目標濃縮汚泥含水率 98%以下

5. 平石クリーンセンター

(1) 放流水質

項目	遵守基準（水濁法基準）	目標基準
pH	5.8以上 8.6以下	－
BOD (mg/l)	25（日間平均 20）以下	20以下（浄化槽法基準）
COD (mg/l)	120以下	－
SS (mg/l)	90（日間平均 70）以下	50以下
大腸菌群数（個/ cm <sup>3</sup> ）	日間平均 3,000以下	300以下

6. 合併浄化槽施設

浄化槽法に適合させること

7. 水道施設

水道法、水質基準に関する省令等関係法令に定める水質基準により適正な運転管理を行うものとし、浄水処理、配水水質に影響なく導水及び送水、配水すること。

運転管理上において水質基準値及び目標値は次によるものとする

項目	水質（基準値）	目標値	該当箇所
pH	5.8以上 8.6以下	同左	浄水施設出口
味	異常でないこと	同左	浄水施設出口
臭気	異常でないこと	同左	浄水施設出口
色度	5度以下	2度以下	浄水施設出口

別紙－3

濁度	2 度以下	0.1 度以下	浄水施設出口
残留塩素濃度	0.2～0.6mg 程度	同左	浄水施設出口

※ T0 式ろ過機については、メーカー性能保証値 0.4 以下程度とする。

8. 施設機能（共通）

施設の運転管理を適正に行うとともに、不測の災害、自然災害、老朽化及び計画設置不備に起因するものを除き、施設機能を現状レベル以上に維持すること。

不測の災害及び自然災害時等においても、早急に通常の施設管理維持ができる体制づくりに努めること。

9. その他（共通）

本業務の実施にあたり、関連する法令、条例等を遵守すること。